変更した事項
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで九・〇メートル
変更年月日　平成二十七年九月三十日

名称　釜石港湾口北仮設灯浮標
位置
所在地　岩手県釜石港（陸中尾埼灯台の西北西方約三・二キロメートル）
北緯　三九―一五―四六
東経　一四一―五六―〇八
変更した事項
位置
所在地　岩手県釜石港（陸中尾埼灯台の西北西方約三・一キロメートル）
北緯　三九―一五―三一
東経　一四一―五六―〇八
変更年月日　平成二十七年九月三十日
記事　一時変更

名称　釜石港湾口第四号灯浮標
位置
所在地　岩手県釜石港（釜石港湾口南防波堤灯台の北西方約五二〇メートル）
北緯　三九―一五―三二
東経　一四一―五五―三七
変更した事項
位置　正規位置の一一三度約一二〇メートル
変更年月日　平成二十七年九月三十日
記事　一時変更

名称　釜石港湾口南防波堤灯台
位置
所在地　岩手県釜石港（湾口南防波堤外端）
北緯　三九―一五―二三
東経　一四一―五五―五四
変更した事項
一時業務休止中のところ復旧
変更年月日　平成二十七年九月三十日

名称　釜石港湾口第一号灯浮標
位置
所在地　岩手県釜石港（釜石港湾口南防波堤灯台の東方約三二〇メートル）
北緯　三九―一五―二三
東経　一四一―五六―〇八
変更した事項
一時位置変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十七年九月三十日

名称　釜石港湾口第三号灯浮標
位置
所在地　岩手県釜石港（釜石港湾口南防波堤灯台の西方約三一〇メートル）
北緯　三九―一五―二三
東経　一四一―五五―四一
変更した事項
一時位置変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十七年九月三十日

**○海上保安庁告示第七十六号**

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十月二十八日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表特殊警備救難艇の項中「MS02　さいかい」を削る。

**附　則**

この告示は、平成二十七年十一月十日から施行する。

**○防衛省告示第百九十九号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十月二十八日

防衛大臣　中谷　元

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機一機

その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年十一月九日及び同月十日の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯一三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百一号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年十一月十一日から同月十三日（予備、同月十四日）までの毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百二号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年十一月十二日及び同月十三日（予備、同月十四日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百三号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年十一月十四日及び同月十五日（予備、同月十六日及び同月七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで